

序 章 立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画対象区域.....	3
4. 計画期間	4
5. 計画の構成.....	4

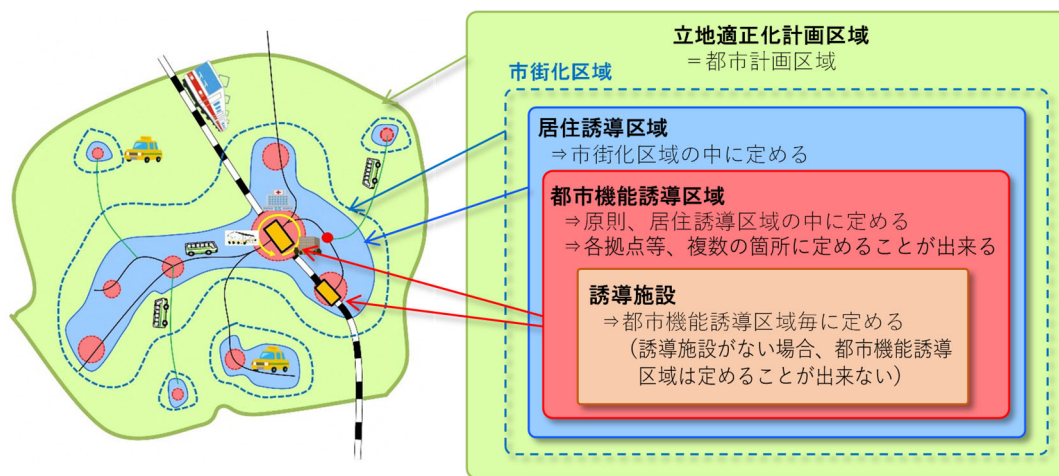
1. 立地適正化計画とは

本市では、今後急速に人口減少・少子高齢化が進むことが予測されています。これからも都市の活力を維持していくためには、安全・安心で便利な生活環境を形成し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進していくことが必要とされます。

上記のような課題をまちづくりの観点から解決するのが立地適正化計画です。医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していく手法です。本計画では、以下のような商業施設や医療施設などの誘導を図る区域及び施設の種類、居住を誘導する区域等を定め、持続可能なまちづくりを進めます。

《立地適正化計画で定める内容》

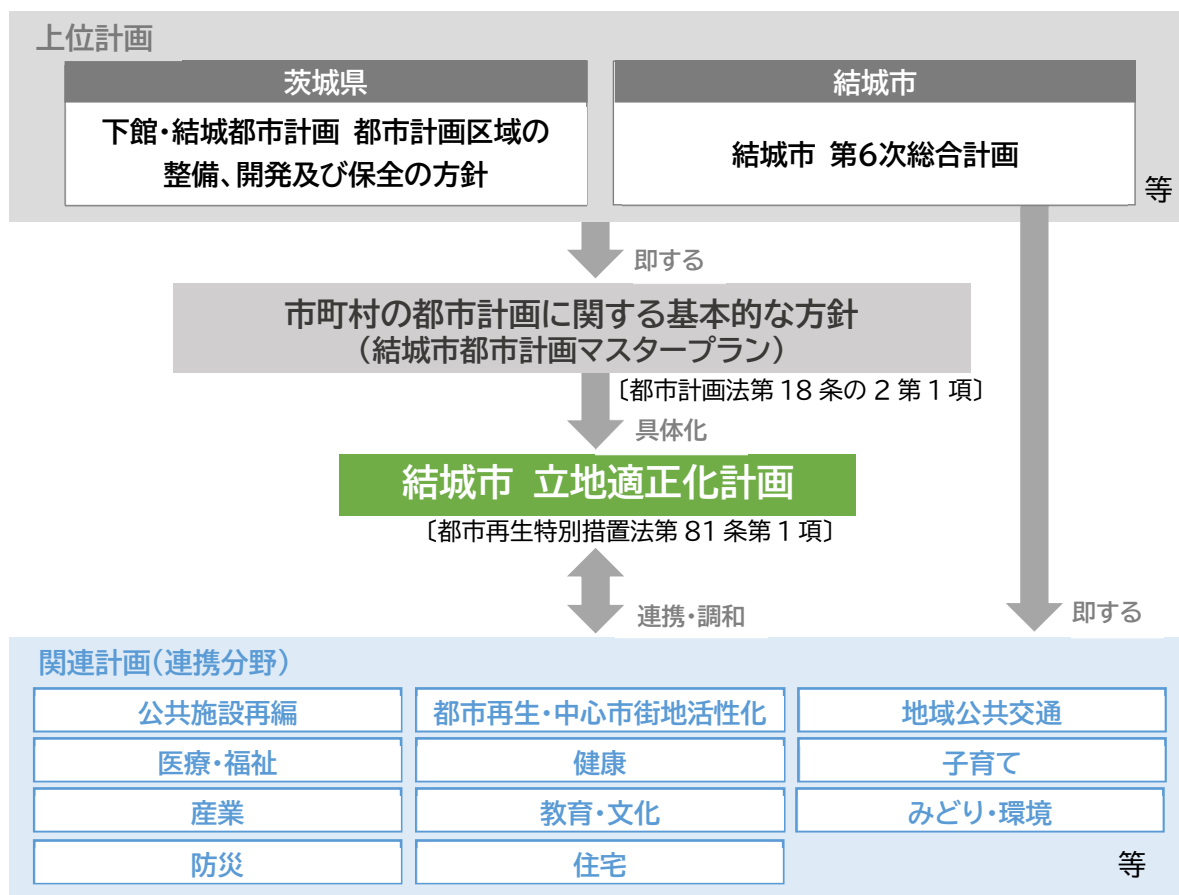
- | | |
|-----------------------|------------------|
| I. 立地適正化計画の区域 | V. 誘導施設 |
| II. 立地適正化計画に関する基本的な方針 | VI. 誘導施策 |
| III. 居住誘導区域 | VII. 目標値の設定・評価方法 |
| IV. 都市機能誘導区域 | VIII. 防災指針 |



出典：国土交通省資料(一部加工)

2. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体の観点より、居住機能、福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して検討を行います。そのため、上位計画である本市の総合計画等に即すると共に、関連する各種計画と連携・調和が保たれる必要があります。

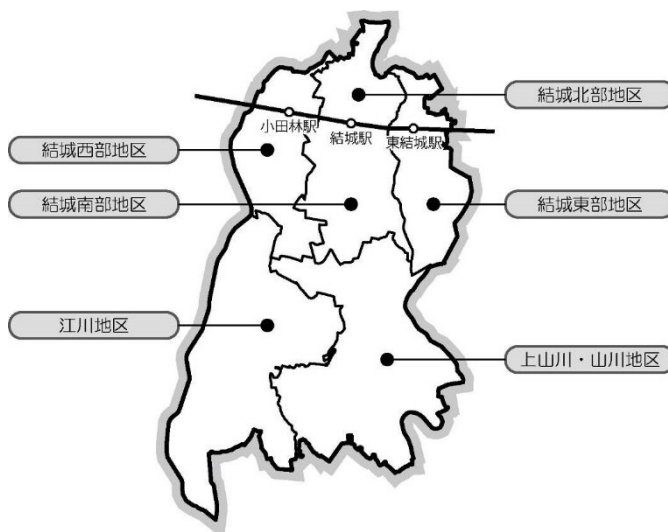


3. 計画対象区域

立地適正化計画の対象区域は都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域（本市の場合は市全域）とすることが基本とされています。

本市においても、市全域の状況を踏まえて検討や施策を講じていく必要があるため、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象区域とします。

<計画対象区域(市全域)>



4. 計画期間

本計画は、20年後の都市の姿を展望した上で策定します。また、概ね5年毎に評価・検証を行うことを基本として、今後の総合計画や都市計画マスタープランの改定等と整合させながら、必要に応じて、見直し・変更を行うものとなります。

計画期間
令和5年度～令和24年度

5. 計画の構成

立地適正化計画は、市全体の将来都市像や都市構造、それぞれの方針を定める「まちづくり方針」、都市機能や居住の誘導区域等を定める「誘導区域・施設」、居住誘導区域内の防災に係る取組を定める「防災指針」、各種誘導の実現に向けた施策等を定める「実現方策」の4つの大項目により構成します。

<計画の構成>

序章 立地適正化計画の概要

- 本計画の策定の背景や位置付け、計画期間、構成等を整理します。

第1章 市の現況と都市構造上の課題

- 本市の現況及び都市構造上の課題を整理します。

第2章 立地適正化計画のまちづくり方針

- 現況と課題、上位関連計画を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくり方針を示します。

まちづくり方針

第3章 目指すべき都市の骨格構造

- 立地適正化計画のまちづくり方針の実現に向けて、目指すべき都市の骨格構造を示します。

第4章 居住誘導区域

- 居住を誘導する区域の設定を示します。

誘導区域・施設

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

- 都市機能を誘導する区域の設定及び誘導を図る施設を示します。

第6章 防災指針

- 居住誘導区域内を中心とした防災の取組を示します。

防災指針

第7章 誘導施策

- 居住誘導及び都市機能誘導等の実現に向けた取組を示します。

実現方策

第8章 目標指標と進行管理及び届出制度

- 本計画の達成状況を把握する目標指標の設定、本計画の見直し等の進行管理、誘導区域外での立地に必要な届出の考え方を示します。